○国土交通省告示第千四十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	岡山市北区牟佐字高尾一六七二番一から同市北区牟佐字高尾一六七四番三まで	平成二十四年九月二十七日〇時

○国土交通省告示第千四十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	倉敷市二子字大平六三七番から同市二子字大平六三〇番二まで	平成二十四年九月二十七日〇時

○国土交通省告示第千五十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	山陽小野田市大字埴生字針木一四一七番から同市大字埴生字針木一四一九番二まで	平成二十四年九月二十八日〇時

○国土交通省告示第千五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	大野城市大字乙金一一一二番三から同市大字乙金一一〇四番五まで	平成二十四年九月二十八日〇時
宮崎線		

○国土交通省告示第千五十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　市街地再開発事業の種類及び名称

横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成三十四年度まで

三　施行地区

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目、同六丁目、本町五丁目、同六丁目の各一部

四　施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成十九年二月二十八日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日

平成二十四年九月二十六日

○気象庁告示第七号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十六日　気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四埼玉県の項及び別表第五埼玉県の項中「ふじみ野市」の下に「、白岡市」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第百四十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年九月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	竹森　正

(2)　変更年月日

平成二十四年六月二十九日

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十六日　北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道茅部郡森町字赤井川八〇番一から同町字赤井川八一番一まで	前	三四・三一～四九・九〇メートル	〇・〇四六キロメートル
	後	三四・三一～六〇・五七メートル	〇・〇四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡天塩町字下サロベツ二三九二番五地内	前	二七・〇九～二七・八四メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	二七・五五～二七・八四メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部